

平成 30 年 9 月 20 日

保険医療機関
保険薬局様

京都府国民健康保険団体連合会

電子レセプト記載事項等の記載方法について（お知らせ）

診療（調剤）報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等については、平成 30 年 3 月 26 日付厚生労働省通知保医発 0326 第 5 号「「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について」において、「電子レセプトによる請求の場合、別表 I の「レセプト電算処理システム用コード」欄にコードが記載された項目については、平成 30 年 10 月診療（調剤）分以降、「厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格」に基づき、該当するコードを選択すること」と定められております。

このことから、電子レセプトによる請求を行う場合、下記の別表 I においてコードが記載されている項目については、平成 30 年 10 月診療（調剤）分以降、該当するコードを選択のうえ、請求することとなりますのでご注意ください。

なお、書面による請求を届出されている機関におかれては本書を破棄してください。

- ・別表 I 診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧（医科）
- ・別表 I 診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧（歯科）
- ・別表 I 調剤報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧

【京都府国民健康保険団体連合会 お問い合わせ先】

	担当係	電話番号	行政区
医科 調剤	審査第一課 第一係	075-354-9030	東山区・伏見区・西京区・宇治市・相楽郡・船井郡・綾部市・ 福知山市・八幡市・木津川市
	審査第一課 第二係	075-354-9031	北区・上京区・中京区・下京区・乙訓郡・久世郡・綴喜郡・ 亀岡市・宮津市・長岡京市・京丹後市
	審査第一課 第三係	075-354-9028	南区・左京区・右京区・山科区・与謝郡・舞鶴市・城陽市・ 向日市・京田辺市・南丹市
歯科	審査第二課 第一係	075-354-9029	